

2025年版 過去問宅建塾〔3〕 法令上の制限・その他の分野 追録

令和7年(2025年)4月1日までに施行された法改正に伴って下記記述を追加いたします。
※令和7年度の宅建士試験で出題される法令は、令和7年4月1日までに施行されたものが対象となります。

※奥付の発刊日に関わらず全ての書籍が対象となります。

頁	変更箇所	変更内容
271	Point!内の[注意!]	【下記文章に置き換え】 [3]高齢者等が居住性能等の確保等を目的として行う改良
275	解説(4)の前半	【下記文章を削除】 単なる「改良（リフォーム）」のための貸付債権は、譲受けの対象ではない、しかし
275	Point!内の[注意!]	【下記文章に置き換え】 [4]高齢者等が居住性能等の確保等を目的として行う改良
279	解説(1)の後半	【下記文章を削除】 ちなみに住宅の購入に付随しない住宅の改良に必要な資金は譲受けの対象にならない。